



くらし・手続き



医療・健康・福祉



子育て・教育



観光・文化・スポーツ



しごと・産業



行政情報

災害がおきた時の学校臨時休校の基準について(令和6年10月更新)

更新日：2025年02月28日

近年、台風や地震・高温などによる災害が全国各地で発生しています。野洲市では、児童生徒の命を守るために、以下のいずれかの場合には臨時休校することになっています。令和6年6月から、熱中症特別警戒アラートによる臨時休校の基準を追加しました。非常変災時には次の基準に応じて適切な対応をお願いします。

下記の5つの場合には学校を臨時休校とします。

1. 野洲市に、午前7時現在で暴風警報、または特別警報が発表されている場合。
2. 野洲市に、前日の下校後から当日の登校開始までに、震度5弱以上の地震がおこった場合。
3. 野洲市（中学校区のいずれかの地域）に、午前7時現在で水害、土砂災害情報の『避難指示（警戒レベル4）』以上が発令された場合。
4. 滋賀県に、熱中症特別警戒アラートが発令された場合。
5. その他の危険な状況がおこった場合。

～お願い～

- a. 1、2、3、4 のときは、警報等の防災情報をテレビなどで確認ください。
- b. 5 のときは、保護者用連絡ツール「teturu（テトル）」でお知らせします。
- c. 災害がおこったときは、保護者用連絡ツール「teturu（テトル）」が正常に作動しないことも考えられます。臨時休業の知らせがなくても、お子さまの登校が危険と判断された場合は、登校させないでください。
- d. 登下校中に大きな地震がおこったときの対応については、下記をご覧ください、ご家庭でお子さまと確認しておいてください。

登下校中に大きな地震がおこったら…

自分の体の安全を確保し、その後、

登校中は学校、下校中は自宅への避難を原則とする。

ただし…

緊急性が高い場合は、児童生徒の判断により学校か自宅のどちらか近い方へ避難する。

下校中に地震が震度4以上であった場合は、次の通り安否確認をします。

地震発生後に、学校から保護者連絡用ツール「teturu（テトル）」を配信します。その内容に従って安否確認を実施します。

- 上記の対応についてお子さまと確認しておいてください。
- 「自分の命は自分で守る」ことが大切です。ご家庭でも防災教育を実践してください。
- 防災、防犯などに関するお知らせを保護者連絡用ツール「teturu（テトル）」で行います。まだの方は登録のご協力をお願いします。
- 「警戒レベル」について詳しくは、「内閣府 防災情報」のホームページをご覧ください。

この記事に関するお問い合わせ先

教育委員会 学務課

〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1780番地 人権センター2階

電話番号

077-587-6014（教育総務係）

077-587-6017（学校教育・教育支援係）

ファクス

077-587-3835

メールフォームによるお問い合わせ